

特定子ども・子育て支援施設等 における指導監査について

野田市児童家庭部保育課

令和2年10月16日（金）

令和2年度野田市特定子ども・子育て支援施設等向け集団指導資料

■はじめに

今回の資料で、特にお伝えしたいポイントは下記のとおりです。

- ・指導監査の制度や流れは、特定教育・保育施設等の指導監査と基本的に同様です。

(P. 9～P.12)

- ・実地指導は、令和3年度から実施予定。

- ・指導監査は、特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた事業が対象。(P. 7、P.10)
例)「一時預かり事業(幼稚園型)」と「一時預かり事業(一般型)」で確認を受けている場合は、2事業が指導監査の対象となります。

- ・指導監査で確認する基準（運営基準）は7項目。(P.14～P.24)

特に下記の3項目について重点的に確認を行う予定です。

- ① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録(P.16)
- ② 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付(P.18、P.24)
- ③ 秘密保持等(P.20)

■ 令和元年度施設監査の実施状況①

(参考) 令和元年度指導監督基準に基づく施設監査実施件数

対象施設・事業所	実施件数
認可外保育施設	5
企業主導型保育施設	3

※令和元年度については居宅訪問型の認可外保育施設（ベビーシッター）及び従業員枠のみの事業所内保育施設は個別の立入調査を実施しておりませんでした。児童福祉法施行規則の改正により、令和元年7月より届出対象施設とされたことから、従業員枠のみの事業所内保育施設についても個別の立入調査の対象となります。

また、令和2年度より居宅訪問型の認可外保育施設については集団指導（千葉県実施）を予定しております。

■ 令和元年度施設監査の実施状況②

令和元年度指導監督基準に基づく施設監査による指摘事項

【運営】 非常災害に対する措置

非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施していない。
避難消火に対する月1回の訓練を実施していない。

非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火に対する訓練を、少なくとも毎月1回
行わなければならない。

(認可外保育施設指導監督基準第3 (2))



<目次>

1	特定子ども・子育て支援施設等	P. 6
	① 特定子ども・子育て支援施設等とは	P. 7
2	指導監査	P. 8
	① 確認指導・監査制度について	P. 9
	② 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査	P.10
	③ 指導監査、集団指導の流れについて	P.11、 P.12
3	実地指導	P.13
	① 実地指導の確認項目	P.14
	② 設置に関する基準	P.15
	③ 運営基準について	P.16～P.22
	④ (参考) 文書の保存年限等について	P.23
	⑤ 指摘事項になり得る事例	P.24、 P.25
4	監査	P.26
	① 監査の流れ	P.27
	② 監査の結果に応じた対応について	P.28
	③ 監査の行政上の措置について	P.29
5	子ども・子育て支援情報公表システム	P.30～P.32

1 特定子ども・子育て支援施設等

■ 特定子ども・子育て支援施設等とは

子ども・子育て支援施設等のうち、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用費の支給に係る施設又は事業として、子ども・子育て支援法に基づき、市町村に確認の申請を行い、**確認**を受けたもの（子ども子育て支援法（以下、法という。）第30条の11）

＜子ども・子育て支援施設等＞（法第7条第10項）

- ① 幼稚園（特定教育・保育施設を除く新制度未移行園）、特別支援学校（幼稚園部に限る。）
- ② 認可外保育施設 ※企業主導型保育事業を除く。
- ③ 認定こども園で実施する預かり保育事業
- ④ 幼稚園又は特別支援学校で実施する預かり保育事業
- ⑤ 一時預かり事業 ※余裕活用型を除く。
- ⑥ 病児保育事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

2 指導監査

■ 確認指導・監査制度について

	目的	法令の根拠	市町村が実施すること	指針
指導	<p>特定子ども・子育て支援施設等に「運営基準※」を遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的として実施。</p> <p>※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53条から第61条</p>	<p>法第30条の3において準用する法第14条第1項</p>	<p>特定子ども・子育て支援施設等に対し、<u>運営に関する基準第53条から第61条の規定の内容について</u>集団指導・<u>実地指導</u>により周知徹底し、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。</p>	<p>特定子ども・子育て支援施設等指導指針</p>
監査		<p>法第58条の8第1項</p>	<p>運営基準への違反等の情報があった場合や、<u>実地指導の結果により、特に必要と認める場合に</u>監査へ移行。</p>	<p>特定子ども・子育て支援施設等監査指針</p>

※設置に関する基準については都道府県が指導監督等を実施するため、市町村は主に運営に関する基準について指導監査を実施する。

■ 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査

【目的】 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導により、運営基準が遵守されることで、施設等利用費の支給事務の適正性を確保する。

【方針】 運営基準の周知徹底をすることにより、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。

形態		実施方法・対象等	根拠
指導	集団指導	<ul style="list-style-type: none"> 一定の場所に集まってもらい講習等の方法により実施 確認の公示後、概ね1年以内に実施 制度改正、過去の指導事例等に基づき必要に応じて実施 	法第30条の3において準用する法第14条
	実地指導	<ul style="list-style-type: none"> 定期的、計画的に対象施設等を選定し、実地において実施 集団指導への参加状況、実地指導の指摘事項が未改善である等、指導等が必要と認められる施設等に実施 	
監査		次の①～④に該当する情報があり、特に必要と認める場合 ① 著しい運営基準違反が確認された場合 ② 施設等利用費の請求に著しい不当が疑われる場合 ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合 ④ 勧告、命令、確認の取消し等に該当することが疑われる場合	法第58条

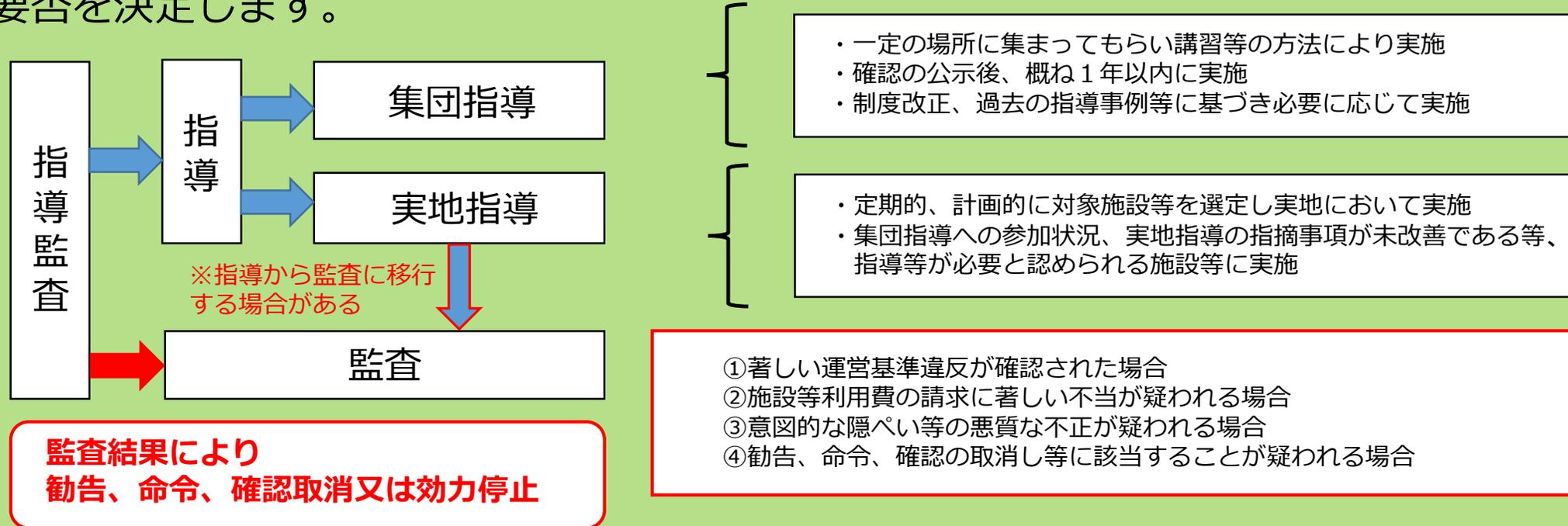
■ 指導監査の流れ

【集団指導】

集団指導は、新たに市の「確認」を受けた施設については、公示後概ね1年以内に実施することを想定しています。

【実地指導】

実地指導について、毎年1回の実施を原則としますが、施設の運営状況等を勘案して実施の可否を決定します。



■ 集団指導の流れ



※集団指導実施の概ね1か月前を目安に対象となる施設あてに通知する予定です。

特定子ども・子育て支援施設等の設置者等を一定の場所（野田市役所等）に集まっただき、講習等の方法により実施します。

- ☆施設等の設置基準、運営基準の遵守
- ☆制度改正、過去の指導事例
- ☆幼児教育・保育の無償化事務の実施方法

3 実地指導

■ 実地指導の確認項目

「設置基準」及び「運営基準」について確認します。

「設置基準」：各法令に定める基準等

※後述いたします。

「運営基準」：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53条から第61条に定める内容

基準	項目
第54条	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録
第55条	利用料及び特定費用の額の受領
第56条	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付
第57条	法定代理受領の場合の読替え
第58条	施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知
第59条	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則
第60条	秘密保持等
第61条	記録の整備

■ 設置に関する基準

子ども・子育て支援施設等	設置基準
幼稚園・特別支援学校	学校教育法第3条
認可外保育施設	子ども・子育て支援法施行規則第1条 (認可外保育施設指導監督基準に定める内容)
認定こども園で実施する預かり保育事業	子ども・子育て支援法施行規則第1条の2 (児童福祉法施行規則第36条の35第1項に定める内容)
幼稚園又は特別支援学校で実施する預かり保育事業	
一時預かり事業	児童福祉法施行規則第36条の35第1項
病児保育事業	子ども・子育て支援法施行規則第1条の3 (病児保育事業実施要綱に定める内容)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子ども・子育て支援法施行規則第1条の4

幼稚園・特別支援学校、認可外保育施設等については県の指導監督基準等に基づく立入調査において設置基準を満たしているかの確認を併せて行うことを想定。

■ 運営基準について①

教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

(運営に関する基準第54条)

特定子ども・子育て支援の**提供日、提供日ごとの時間帯、支援の具体的な内容**、その他必要な事項が記録されているか。

＜確認書類の例＞

- ・ 保育計画（日課表、週案、月案等の指導計画等）
- ・ 保育（業務）日誌
- ・ 園だより
- ・ 児童名簿、児童票、出席簿
- ・ 連絡帳
- ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する注意（午睡チェック表）
- ・ 給食献立表、食事の提供記録
- ・ 食物アレルギー児の生活管理指導表

■ 運営基準について②

利用料及び特定費用の額の受領

(運営に関する基準第55条)

- ・ 保護者との間に締結した**契約**により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額(利用料)の支払いを受けているか。
- ・ 特定費用は、支払いを求める金銭の**使途、額、理由**について**書面**により明らかにし、保護者に対して説明を行い**同意**を得ているか。

<確認書類例>

- ・ 利用申込書
- ・ 利用契約書
- ・ 重要事項説明書
- ・ 入園のしおり

特定費用とは・・・

- ①日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用
- ②特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用
- ③食事の提供に要する費用
- ④特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- ⑤④に掲げるもののほか、特定子ども・子育てにおいて提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

【根拠法令：子ども・子育て支援法施行規則第28条の16】

■ 運営基準について③

領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

(運営に関する基準第56条)

- ・ 保護者から利用料及び特定費用の支払を受けた際は、**領収証**を交付しているか。
- ・ 領収証は、利用料と特定費用の額を**区分**して記載しているか。
- ・ 特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、支援の内容、費用の額、その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した**特定子ども・子育て支援提供証明書**を保護者に交付しているか。

<確認書類例>

- ・ 領収証の控え
- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明書の控え

■ 運営基準について④

法定代理受領の場合（私学助成幼稚園のみ対象）

（運営に関する基準第57条）

- ・ 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用費を法定代理受領した場合には、保護者に対し、代理受領した施設等利用費の額を通知しなければなりません。
- ・ 通知の方法は、通知書の送付や掲示等、任意の方法で足り、例えば1年度に1回の通知等、簡易な方法で構わないとされています。

<確認書類例>

- ・ 通知、掲示等

■ 運営基準について⑤

施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知

(運営に関する基準第58条)

- ・ 保護者が偽りその他**不正な行為**によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅延なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に**通知**しているか。

<確認書類例>

- ・ 通知

施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

(運営に関する基準第59条)

- ・ 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、**差別的取扱い**を行っていないか。

<確認書類例>

- ・ 苦情処理簿等

■ 運営基準について⑥

秘密保持等

(運営に関する基準第60条)

・ **職員、管理者**は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。また、**職員であった者**に対しても秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。

<確認書類例>

- ・ 個人情報保護に関する誓約書
- ・ 小学校、その他の関係機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ**文書により保護者の同意**を得ているか。

<確認書類例>

- ・ 個人情報保護に関する同意書

■ 運営基準について⑦

記録の整備

(運営に関する基準第61条)

- ・ 職員、設備、会計に関する諸記録を整備しているか。

<確認書類例>

【職員に関する記録】

労働者名簿、資格証明書、労働契約書等の労働条件を明示した書類、出勤簿、シフト表、賃金台帳、就業規則、給与規程、社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）加入関係書類、健康診断実施結果、研修記録等

【設備に関する記録】

消防計画、消防設備点検記録、建築確認済証・検査済証、防災計画、防犯対策計画、避難消火訓練、害虫駆除、事故発生防止対策、事故記録、ヒヤリハット、危機管理、衛生管理マニュアル（点検簿）等

【会計に関する記録】

経理規程、計算書類、現預金等の出納管理簿等

(参考) 文書の保存年限等について

文書名等	保存年限	根拠法令等
労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類	3年	労働基準法第109条 同法施行規則第56条
雇用保険に関する書類（雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿）	2年 (4年)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第72条
健康保険・厚生年金に関する書類	2年	健康保険法施行規則第34条 厚生年金保険法施行規則第28条
健康診断個人票	5年	労働安全衛生規則第51条
消防設備点検記録	3年	平成9年12月5日付け消防予第192号
計算書類、会計帳簿、現金出納帳	10年等	会社法第432条、社会福祉法第45条の24等
決算書類	10年等	会社法第435条、社会福祉法第45条の27等
運営に関する基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録	5年	運営に関する基準第61条
運営に関する基準第58条の規定による市町村への通知に係る記録	5年	運営に関する基準第61条

※新たに位置づけられた文書以外については、あくまで参考程度でのお知らせです。
 各施設が準拠すべき法令に定める保存年限等をご確認ください。

■ 指摘事項になり得る事例① 【運営規定（第55条関係）】

【事例】 特定費用として徴収する費用について、事前の保護者の同意を得ていない。

例：保護者の同意を得ているが、書面により行っていない。



特定費用は、支払いを求める金銭の用途、額、理由について書面により明らかにし、保護者に対して説明を行い同意を得るようにしてください。

■ 指摘事項になり得る事例② 【運営規定（第56条関係）】

【事例】 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を適切に行っていない。

例：交付している領収証の記載内容が利用料と特定費用を区分していない。

例：提供証明書を交付していない。



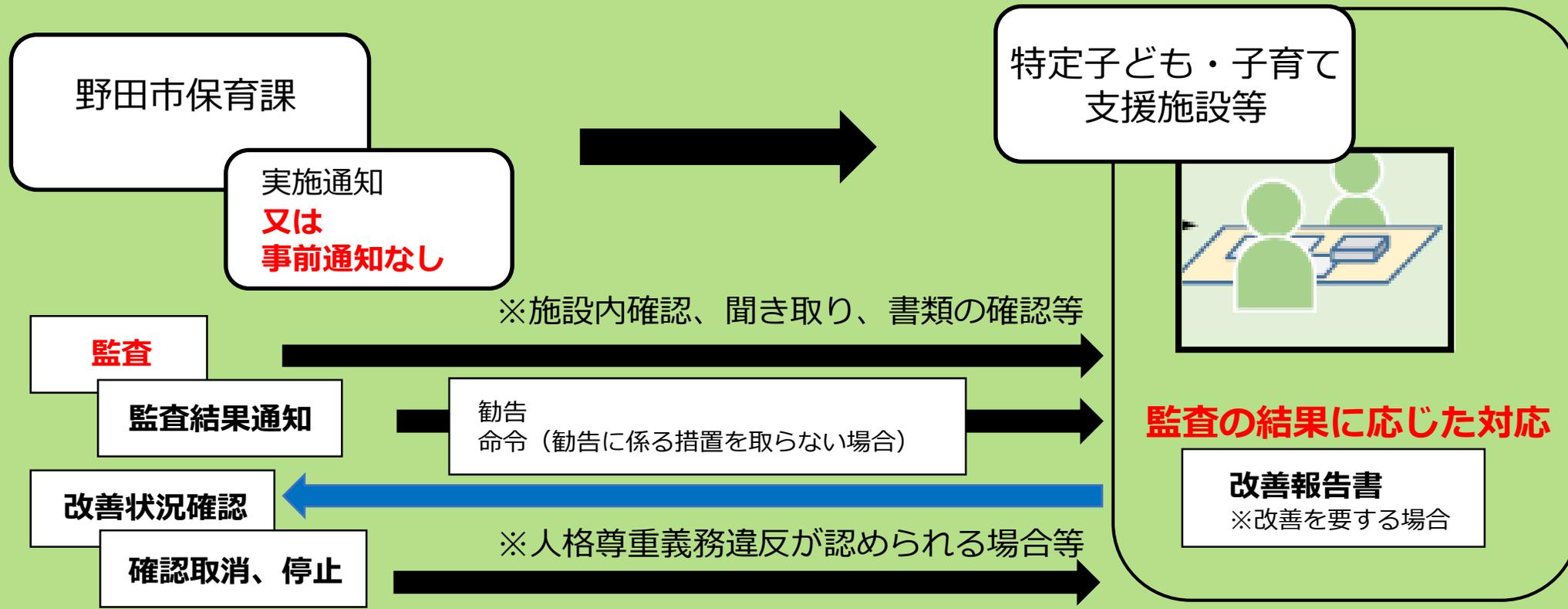
- ・領収証は、利用料と特定費用の額を区分して記載してください。
- ・特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、支援の内容、費用の額、その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を適切に交付してください。

4 監査

■ 監査の流れ

次の①～④に該当する情報があり、特に必要と認める場合に監査を実施

- ① 著しい運営基準違反が確認された場合
- ② 施設等利用費の請求に著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 勧告、命令、確認の取消し等に該当することが疑われる場合



■ 監査の結果に応じた対応について

監査の流れで示した「監査の結果に応じた対応」の具体的な内容は以下のとおりです。

監査結果通知	① 改善を要すると認められる事項がない場合
	➡ 指摘事項なしの旨の通知を受理
	② 勧告には至らないが改善を要すると認められる事項がある場合
	③ 施設等利用費等の返還を要すると認められる場合
	➡ 期限内に改善報告書の提出、施設等利用費等の返還
勧告	運営基準に従って適正な運営をしていない場合
	➡ 期限内に改善報告書の提出、施設等利用費等の返還
命令	正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったとき
	➡ 期限内に改善報告書の提出（命令内容が公示される）
効力確認の停止	子ども・子育て支援法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合（子どもの人格尊重義務違反など）
	➡ 確認の取消後、5年を経過するまで確認申請ができない

■ 監査の行政上の措置について

監査の結果により、勧告、命令、確認取消又は効力停止を行うことがあります。

行政上の措置		該当事由	施設等の対応	行政の対応	根拠法 (子ども・子育て支援法)
行政指導	勧告	①幼稚園、特別支援学校、一時預かり事業を行う者を除く施設又は事業において、その区分に応じ、設置基準に従って適正な運営をしていない場合 ②運営基準に従って適正な運営をしていない場合 ③確認の辞退をする場合に子どもへの必要な支援が継続的に提供されるなど便宜の提供を適正に行っていない場合	60日以内に改善報告書を提出	期限内に勧告内容に従わなかった場合、その旨を公表	第58条の9
行政指導	命令	正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合	60日以内に改善報告書を提出	命令内容を公示、認可等権者へ通知	第58条の9
	確認の取消・効力停止	①子どもの人格を尊重する義務に違反する場合 ②適正な施設運営ができなくなったと認可等権者が認めた場合 ③支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき等（第58条の10第1項各号）	確認の取消後、5年を経過するまで確認申請ができない	施設等の名称、所在地等を公示	第58条の10第58条の11

5 子ども・子育て支援公表システム

■ 子ども・子育て支援情報公表システム①

<制度創設の背景>

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月より、また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化の実施がスタートしましたが、それぞれの対象となる特定教育・保育施設（認定こども園等の認可施設）、認可外保育施設（認可外保育施設等）の情報公表が課題となっており、一元的かつ正確な情報公表を行う具体的な制度的方策の一つとして、WAM NETを利用した「子ども・子育て支援情報公表システム」を国の要請のもと新たに構築し、令和2年度より運用を開始することとなりました。

※WAM NET「子ども・子育て支援情報公表システムQ&A」より引用

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kdmsysjqa.nsf/acList?Open&cc=01>

■子ども・子育て支援情報公表システム②

認可外保育施設に関する情報共有のためのシステム ※内閣府資料抜粋

【目的】

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、償還払いの給付事務に必要な認可外保育施設の情報について、自治体の圏域を超えて確認可能なシステムを構築し、適正かつ円滑な事務の実施を図る。また、このシステムを活用して、保護者の方が、指導監督基準の適合状況など、施設選択に資する情報を閲覧可能とする。

【構築方法】

内閣府所管の「子ども・子育て支援全国総合システム」のうち「特定教育・保育施設等データ管理システム」が、幼児教育・保育の無償化の実施に伴って、保護者の施設の利用に資するよう、各施設の情報公表を行うことを目的に外部システムへ移管することに合わせ、認可外保育施設に関する情報共有システムを当該システムに追加する。

【業務フロー】

